

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第75号 瑞穂市教育支援センター条例の制定について
- 日程第3 議案第79号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第77号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第80号 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第85号 平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第86号 平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第87号 平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第88号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第10 議案第76号 瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の制定について
- 日程第11 議案第83号 平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第84号 平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第78号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第82号 平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 総務常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第16 発議第5号 県行財政改革による市町村補助金削減の見直しを求める意見書について
- 日程第17 発議第6号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書について
- 日程第18 発議第7号 生活保護職場の困難解消に向けた制度改善を求める意見書について
- 日程第19 発議第8号 下水道整備検討特別委員会設置に関する決議について
- 日程第20 土地財産調査特別委員会の中間報告の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20までの各事件

追加日程第1 下水道整備検討特別委員会委員の選任について

追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に出席した議員

1番	堀 武	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一 成
5番	庄田 昭人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武雄
9番	松野 藤四郎	10番	広瀬 捨男
11番	土田 裕	12番	小寺 徹
13番	若井 千尋	14番	清水 治
15番	山田 隆義	16番	広瀬 時男
17番	若園 五朗	18番	星川 睦枝
19番	藤橋 礼治	20番	小川 勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	伊 藤 脩 祠
福 祉 部 長	石 川 秀 夫	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	水 野 幸 雄	環 境 水 道 部 長	河 合 信
会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎	教 育 次 長	林 鉄 雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	棚 瀬 敦 夫		

開議の宣告

議長（小川勝範君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

7 件の報告をします。

まず 2 件については、鷲見議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（鷲見秀意君） 議長にかわりまして、2 件報告します。

まず 1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は平成21年10月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して 2 件目ですが、地方自治法第199条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を、同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。監査は11月27日に医療保険課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

なお、国民健康保険税においては、低迷する経済状況の影響で10月末現在前年度比0.65%増の未納があり、今年度決算においては徴収率が90%を割る予測もある。徴収率向上対策の実施を予定されているところであるが、個々の未納記録等のシステム改善を検討されるなど、事務の簡素化に努め、未納の解消を図っていただきたい。

また、医療費においても、前年度10月分までを比較すると4.45%の増となっており、インフルエンザの流行もあり、今後さらに増加が予想される。財源において基金繰入金 3 億4,500 万円を見込んでいるが、限りある財源であり、今後、国民健康保険税の改定ということもあり得るのではないかと危惧される。このような最悪の事態を避けるため、事業内容等も含め、いま一度見直しをされ、健全な運営の継続に努められることを強く望むとの報告でした。

以上でございます。

議長（小川勝範君） 以上、報告した 2 件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思ます。

3 件目は、お手元に配付しましたとおり、12月15日、総務常任委員長から、議案第81号について閉会中の継続審査の申し出がありました。

4 件目は、12月 4 日、庄田昭人君から、発議第 5 号県行財政改革による市町村補助金削減の見直しを求める意見書についてを受理しました。

5件目は、12月7日、若井千尋君から、発議第6号エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書についてを受理しました。

6件目は、12月16日、土田裕君から、発議第7号生活保護職場の困難解消に向けた制度改善を求める意見書についてを受理しました。

7件目は、本日、星川睦枝君から、発議第8号下水道整備検討特別委員会設置に関する決議についてを受理しました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第75号及び日程第3 議案第79号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第2、議案第75号瑞穂市教育支援センター条例の制定についてと日程第3、議案第79号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

これについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 藤橋礼治君。

文教常任委員長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から発言のお許しを得ましたので、文教常任委員会に付託されました審査経過及び結果について報告をいたします。

文教常任委員会は、12月8日午前9時30分から巢南庁舎3の1会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、教育長及び所管の次長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。また、16日は午後0時10分から議員第2会議室にて、全委員が出席し、開催をしました。

議案番号順に、要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第75号瑞穂市教育支援センター条例の制定について審査しました。

これについて、執行部より補足説明として、瑞穂市教育支援センターの設置に当たり、県が行わなければならない研修を各市町の教育委員会に付託され、教育研究所実施主管事業として、教育に関する調査及び研究、教職員の研修、教育情報の提供、教育相談、並びに社会教育の振興を図りながら会議を開催し、推進していくものである。また、瑞穂市適応指導教室等の状況などの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

その内容については、瑞穂市適応指導教室へ通う児童・生徒の実態について、また瑞穂市の支援体制についての質疑があり、瑞穂市適応指導教室は毎日午前9時30分から午後3時過ぎまで行っており、適応指導教室の登録者数は、平成19年度で9人、20年度で17人、21年度6人で

あるが、毎日通う児童・生徒は少ない。

また、支援体制については、指導員3名体制で行っており、適応指導教室のほか、はなみずきの会、学校訪問、家庭訪問など、不登校児童・生徒の指導、相談を行っているとの答弁がありました。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をしました。

次に、議案第79号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査では、執行部より補足説明として、瑞穂市教育支援センター条例の制定に伴い、瑞穂市教育支援センター運営委員会委員を設置するものである。

また、現在、図書館には社会教育指導員として副館長がいるが、実際現場で適切な指導・助言等ができる図書館長を採用したいとの説明を受けた後、質疑を行いました。

その内容については、図書館は常に情報をつかみ、文化をつくる重要な役割が求められる。今後の図書館長の職務についてどう考えているのかという質疑に対し、ただ単に書籍を提供し、管理するだけでなく、例えば地域の歴史とか文化を調査し、史料収集する企画が立案でき、またさまざまな講座・講演等を企画、展開できる図書館運営を強く望んでいると答弁がありました。

続いて、教育支援センター運営委員会委員の報酬について、ほかの非常勤特別職職員の報酬と一律の同じ金額でなくても、もっと中身を精査して、格差をつけてもいいのではないかと。また、図書館長の報酬はもっと優遇し、優秀な館長を採用してはとの質疑に対し、いろいろな委員の報酬が制定されているが、今後、全体的に検討する必要がある。これらの事柄を念頭に、図書館長についても、図書館のあり方、位置づけを考慮し、図書館長を選んでいきたいとの答弁がありました。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、広瀬武雄委員から、議案第79号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、非常勤の特別職職員として図書館長を設置するに当たり、将来の再検討を求める附帯決議案が提出されました。

内容としては、平成22年度から非常勤の特別職職員として図書館長を設置することとなったが、今後の図書館長としての執務状況をよく見詰め、将来は図書館長を司書資格のある一般職の職員とするよう再度検討すべきというものです。

この後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年12月18日、文教常任委員会委員長 藤橋礼治。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） これより、議案第75号瑞穂市教育支援センター条例の制定についての委

員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第79号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する委員長報告は、原案及び別紙附帯決議を可決とするものです。したがって、まず原案についての質疑、討論を行い、次に附帯決議案について質疑、討論を行います。そして、原案について採決し、原案が可決されましたら、附帯決議案について採決します。

それでは、議案第79号原案の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号原案を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第77号から日程第9 議案第88号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第77号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第88号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

これらにつきましては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 星川睦枝君。

産業建設常任委員長（星川睦枝君） 議席番号18番 星川睦枝です。

議長よりお許しをいただきましたので、ただいま一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、12月8日午前9時30分から巣南庁舎3の2会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足

説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第77号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この補足説明として、平成16年に施行された景観法で岐阜県は景観行政団体となり、県と中核市以外の市町村は、県の同意により景観行政団体になることができると規定されている。県は各市に平成21年度までに景観行政団体に移行するよう指導しており、瑞穂市は、11月に県の同意を得て、平成22年1月1日から景観行政団体となる。景観行政団体になると、市の独自の景観計画を策定し、景観条例を策定することになる。瑞穂市では来年度景観計画を策定する予定で、この調査及び審議のため瑞穂市景観計画策定委員会を設置するものと説明がありました。

質疑に移り、委員選任で想定している関係団体について質疑があり、都市計画審議会、自治会、建築士会、商工会、農業委員会、文化財保護審議会を考えている。また、その他、市長が適当と認める者として、公募を5人予定している。識見を有する者としては、大学教授や県職員などをお願いしたいと答弁がありました。

また、農振地域を含めた瑞穂市全体を景観計画区域にするのかとの質疑があり、歴史や文化が残っているところや、景観を守るべき資源として策定委員から出された意見をもとに景観計画区域を設定し、広げていきたい。中山道にあった松並木が戦時中に伐採されたが、この復活なども考えたいと答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についての審査では、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第85号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の審査では、補足説明として、歳出では、新地方公会計制度の導入に伴い、施設の増設分等についての下水道台帳の整備が必要になったため、下水道台帳作成業務委託料を増額するものと、消費税の額の確定により公課費を減額するもので、平成20年度の消費税は281万800円との説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第86号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）の審査では、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第87号平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を審査しました。

これについては、収益的支出の予定額を減額するもので、営業費用で、職員の異動による給料や法定福利費の減額、時間外勤務手当の増額などをするものと補足説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第88号市道路線の認定及び廃止についての審査では、路線ごとに認定及び廃止の理由の補足説明があった後、次の質疑がありました。

路線番号 8 - 3 - 618を廃止する具体的な理由について質疑があり、当該路線は犀川の右岸堤で幅員が狭く、地元住民の利用もなく、通行上の問題もあるため、さくにより一般車両が通行どめしてある。このような道路を市で管理するのは問題があるため、国土交通省から管理をすると申し出があった。道路が整備されれば、再び市道になることも可能と答弁がありました。

また、開発に伴う道路認定で、認定の規定に沿っていないものがあったが、その調査はしたのかと質疑があり、調査したところ、背割り道路の隅切りの関係で、指導に沿ってないものがほかにもあった。今後は隅切りのないものなど、市の指導に沿ったものでないものは認定しないことで考えていると答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年12月18日、産業建設常任委員会委員長 星川睦枝。

議長（小川勝範君） これより、議案第77号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第80号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第85号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第86号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第87号平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第88号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第76号から日程第12 議案第84号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第10、議案第76号瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の制定についてから日程第12、議案第84号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） 議席番号9番 松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、御報告いたします。

ただいま一括議題となりました3議案について、会議規則第39条の規定により、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、12月9日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第76号瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の制定についての審査を行い、執行部より、放課後児童健全育成事業を実施するために、昨年度購入した旧本巣郡農協牛牧支店の建

物を改修してきた。この完成により、牛牧地区においては、保護者が安心して働いていただけると同時に、子供たちが遊びなどの活動を通じて、自主性・社会性・創造性を培う環境の整備ができたと考える。当施設を冬休みに入る今月28日から利用したく、施設の設置及び利用に関する必要な事項を定める条例を制定するものであるとの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

その内容については、当条例及び施行規則に施設の使用料は規定されていないのか、あいている時間帯の利用方法は考えていないのかとの質疑に対し、当施設は原則、放課後児童健全育成事業のために使用し、使用料が発生する貸し館業務は行わないため、規定していない。空き時間帯については、平日の午前中等、地域における乳幼児の遊び場としての利用を検討しているとの答弁でした。

また、子育て支援事業は当施設でできるのか、指導員は何名ほどを予定しているのか、利用者の負担金はいかほどか、他の校区にも当施設のような専用施設の建設予定はあるのかとの質疑では、子育て支援事業は趣旨が違っているので、当施設で行うことはできない。指導員は、原則児童10人に1人となっており、当施設においては2人から3人を予定している。負担金については、市内同一の月額8,000円である。他の校区における建設については、今後教育委員会とも相談し、学校の空き教室等の利用も勘案しながら検討していきたいとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第83号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査については、執行部より、基金から生ずる利子について本年度末決算額を算定し、その増額分を財産収入として受け入れ、そのまま基金に積み立てるものである。その他の歳出補正については、一般管理費、疾病予防費の減額、趣旨普及費、審査支払手数料、特定健康診査等事業費の増額であるとの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

その内容については、基金利子補正額61万1,000円における、もとの基金額は幾らかとの質疑に対し、約4億3,700万円に対するものであり、当初44万1,000円の利子を見込んでいたが、105万2,000円になると推定されるため、61万1,000円増額補正したものであるとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第84号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の審査については、執行部より、保険基盤安定負担金の改正により10月20日までの負担額が確定したため、一般会計より繰り入れ、後期高齢者医療広域連合へ保険料負担金として支払うものである。もう1点は、広域連合より前年度負担金の精算金があったため、諸収入として受け入れ、全額一般会計へ繰り出すものであるとの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

その内容については、保険基盤安定負担金の対象者となる人数、また保険料の収納率についての質疑に対し、対象者は、7割軽減の方が1,030名、5割軽減の方が114名、2割軽減の方が

223名、被扶養者の5割軽減の方が417名で計1,784名である。収納率については、平成20年度決算において99%ほどであったとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年12月18日、厚生常任委員会委員長 松野藤四郎。

よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） これより、議案第76号瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第83号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第84号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第13 議案第78号及び日程第14 議案第82号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第13、議案第78号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第14、議案第82号平成21年度瑞穂市

一般会計補正予算（第7号）を一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗。

議長の発言の許可を得ましたので、総務委員長の報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務常任委員会は、12月10日午前9時30分から、翌11日は午後1時30分から、議員会議室にて2日間開催しました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、会計管理者、所管の部課長の出席を求め、また議案第82号の一般会計補正予算の審査においては、教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

まず初めに、議案第78号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明として、従来は船員保険法が適用されていたが、今回の改正で、地方公務員災害補償法の規定の適用となる。しかし、現在の市の職員に船員職員はいないので、該当する職員はいない。今回は条文の整備を行うものであるとの説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見の報告はありませんでした。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、住宅用太陽光発電システム補助金制度に関する今までの議会での流れを確認しました。

6月議会では、一般質問で河合環境水道部長が、国の基準額である1キロワット7万円と同等の補助を考えているとの答弁がございました。

7月臨時会では、1キロワット当たり3万5,000円（上限3キロワットまで）の補正予算を可決し、その後に1キロワット7万円にすることを求める附帯決議を否決した。

9月議会では、一般質問で市長が、7月の臨時会においては1キロワット3万5,000円で提案したが、6月の河合部長の答弁のとおり12月議会で1キロワット7万円にするよう提案するとの答弁がありました。

そして、今回12月議会では、補助金3万5,000円とは別に、奨励金3万5,000円を支払うこととして補正予算を提案した。

以上、執行部より説明を受けた後、次のような質疑がございました。

太陽光発電設備設置の補助金について、国の補助金はどのようになっているのか。また、7月臨時議会で市の補助金を3万5,000円とする補正予算が可決された。それを、今回は奨励金という別の名目として3万5,000円をさらに追加して、再度計上された。議会軽視ではないか。どのように考えているのかとの質疑がございました。

執行部より、国の動きとして、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業は今年度の事業である。補助金申請は、1月29日までの申請だったのが、最近3月31日までと追加訂正がありました。来年度の補助については、事業仕分けで太陽光発電は見送りと報道された情報しか今のところはないとの答弁がございました。

また、市長より、6月議会の一般質問で環境水道部長が「国と同等」と答弁したことを確認していなかった。部長の答弁は私の答弁であり、既に一般市民には6月の一般質問の内容が流れていた。したがって、その点については9月議会で陳謝し、12月議会にはしかるべき措置をとるとお話ししたところであり、今回そのようになるように予算計上したとの答弁がございました。

また、7月臨時議会で、議会は提案どおり1キロワット3万5,000円と可決したのに、今回は7万円で提案している。これでは一貫性がないではないかとの質疑に対して、市長より、6月からの流れの中で、おわびをして提案させていただく。最終的には議会の決定に従わざるを得ないとの答弁があり、今は大盤振る舞いをする時期ではない。経常経費だけでも十分財政は厳しい状況だ。議会は、財政能力と事業の適正状況を踏まえて決定している。市民にはどんどん補助金を出して、議会で否決されてしまったからできないと議会のせいにするのかという意見もございました。

市長より、今回の国の時限立法の予算補助金カットの場合は、あくまでも新年度には単独で補助を出さないとの答弁もありました。

予算説明書27ページの債務負担行為、水防センターに係る設計委託450万円とあるのは、この補正予算だけではなく、事業全体を認めることになるのか。これは新堀川の放水路治水事業の工事がストップしていたが、祖父江の地権者との合意ができ、覚書が交わされ、その一環として水防センターが建設されるとの位置づけでいいのかとの質疑がございました。

そのとおりで、前回全員協議会で説明したとおり、平成16年に新堀川検討委員会からの要望書に市が回答した内容を参考にし、予算計上したものの答弁がございました。

これら質疑の後、山田委員より、お手元に配付されましたとおり、太陽光発電システム設置整備奨励金367万5,000円を削除する修正案が提出されました。

趣旨説明として、国の補助制度は、財政難のため、今年度いっぱい、来年度はないと思われる。6月議会の一般質問、7月議会の補正予算の可決と附帯決議の否決、9月議会の一般質

問などの経緯を踏まえ、議会としては、太陽光発電設備設置の補助金は3万5,000円と決定したのに、奨励金と名目を変えてあるが、実質1キロワット7万円になるよう追加して提出している。再度提出すること自体が議会軽視としか思えないとあり、その後、質疑なく、討論を行いました。

原案に賛成で、修正案に反対、つまり議案どおりという立場で、7月議会の補正では3万5,000円とし、今回は別に奨励金を交付することとして、7万円にする。提出議案に一貫性がなく、また一般質問の答弁に対する説明も責任回避である。しかし、太陽光発電はCO₂削減にもつながるもので、今後の日本、世界において必要な施策であるので賛成したいとの討論がありました。

採決の結果として、まず修正案は賛成者多数で、本修正案のとおり可決しました。

次に、修正案を除く原案について採決を行った結果、全会一致で可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年12月18日、総務常任委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） これより、議案第78号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、そのまま暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時11分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより、議案第82号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

先ほどは大変失礼いたしました。

この太陽光発電に対する執行部の今回の提案を、どういう経過があったかということ、委員長報告がありましたけど、その事実に対する見方が実は私の立場とはまるっきり正反対なんですわね。

そこで、もう少し、先ほどの報告の内容について補てんしていただきたいと思うんですけども、委員長は報告の中で、今回の提案について、議会軽視ではないかと。結論から言うと、一貫性がないとか、議会のせいにするのかという発言があったということなんですけれども、その理由について、もう少し詳しく報告をしていただければと思うんです。

私が思うには、議会軽視ではないかという使い方が全く逆なんですわね。要するに、6月議会で河合部長の国並みに補助、1キロワット7万円、同等補助をするという答弁に対して、7月の議会で提案されたのが、その2分の1の1キロワット3万5,000円。このこと自体が実は答弁違反で、全く議会軽視ではないのかということなんです。その考え方がまるっきり反対ですわね。議会に対して答弁されたということは、議員のみならず、議員を送り出した住民に対する執行部の責任なんですよ。そういうことをやっておきながら、副市長査定のところで2分の1に削ってしまった。そして、それを提案した。そこで、実は今言われた議会軽視ではないかということを使うべきだったんです。

附帯決議が否決されたからというような形式の表面的なことでもって議会軽視ということじゃないと思うんです。その中身について、もっと議会は執行部をチェックする。執行部の答弁したことに對して、住民の代弁者である立場から履行を迫っていくというのが、住民から送り出された我々議員の責務ではないんですか。

確かに一貫性がないという問題については、本来は7月の臨時議会で国並みの補助を出すべきだった。そういう一貫性を執行部はとらなければいけなかった。それができなかった。だから、この一貫性がないということを使うとすれば、そういうところに一貫性がないということなんです。自分の答弁に責任を持たないということなんです。

だから、今回の段階で、市長がそういう経緯を真剣に考えた結果、やはり答弁に責任を持つ立場で7万円を提議する。ただ、その手続が、7月で7万円という形でやっていなかったがた

めに、奨励金というふうな格好で、二重の、実態的には補助ですよ。そういう手続でクリアをしなきゃいけなかったという手続の問題なんですよ。そのこと自体、しりのふき方が、7月に執行部が提案しておれば、それをやることはなかったんです。

だったら、それを提案しておったら、そのとき、皆さんは反対されたですかということをお聞きしたいわけでありましてけれども、それは先ほどの委員長報告に直接関連しませんから、冒頭申し上げたように、議会軽視ではないか、一貫性がない、議会のせいにするのかということの発言の趣旨を、私が今申し上げた観点を踏まえながら、もう一度お聞きしたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） 修正案を提出した15番 山田隆義君に答弁を求めます。

15番（山田隆義君） この82号の修正議案に対しまして、総務委員会で私が主幹として申し上げておりますので、この件につきまして内容を説明させていただきたいと思います。

総務委員長から先ほどその件について、細部にわたって詳しく委員長報告をされておりますので、私がとやかく言うことはないと思うんですけれども、審議の内容について西岡議員から質問をされましたので、あえて私がその内容についての話をさせていただきます。

実は西岡議員は、今まで行政と議会と二元代表制の中でしっかりと議案について審議をする場であると。だから、議会は行政に対する追従機関ではない。今まで機会あるごとに言っておられます。私も同じ考えであります。

行政は予算編成権、それに対して議会は予算をしっかりと審議して、採決で賛成か反対か適正な議決をするわけです。その後、その議決に基づいて、執行機関、行政は仕事を執行されるわけです。執行をされた結果、1年後、その翌年の9月に決算議会として報告をされるわけです。その議会に提案されたことに対して、議会は、簡単に言えばしっかりやったかやらないか監査をするわけです。それを認めるか認めんか。そういうことで、力関係は二元代表制だと言っておることは、西岡議員も特にそういうことについてはチェックされております。私もそういう観点でチェックしております。

そういう観点の中で、この太陽光発電システム補助金制度が、景気対策の一環として国が補助金制度をつくって、各自治体の方へこうした形で景気対策の一環で来ておるわけです。

私は決してこの補助金システムを否定するものではございませんが、先ほど申しましたように、行政と議会と二元代表制の中で力関係は五分でございますから、この太陽光発電の補助金問題については、確かに提案の内容で市長が謝罪された部分はあります。あるからといって、議会は容認をして、それは白紙にするということにはならないと思うんです。それを認めるならば、議案を出して、ちょっと間違っておったら、謝罪して、また否決したやつを賛成にすると。そんなものじゃないんですよ。

今までの6月定例議会の広瀬捨男議員の質問に対して、河合環境部長が国の基準同等の補助

金を考えているという御答弁がありました。その後、7月14日の臨時議会においては、7万円じゃなくて、3万5,000円の地域活性化経済危機対策臨時交付金として、いわゆる国と同等の補助金を実施するよう、今後において予算計上を求める附帯決議を提示されたけれども、それは議会としては、減額しておるので認められないと。

そうしたら、9月定例議会で広瀬捨男議員が再度、国と同等の補助金を何とかしてくれんかと提案されたら、市長答弁は今後考えるということで、この12月議会に補助金を7万円とすると、過去の経緯が、ちょっと受けとめ方、出し方が違うと。今までの内容から言ったら違うということで、7万円にするために3万5,000円を奨励金にかえて出してこられた。内容は一緒なんです。だから、私は終始一貫、二元代表制の中で、たとえ謝罪的なことがあったにしても、それは認められない。3万5,000円の奨励金は認められないといって修正議案を出しておるわけです。委員長が修正議案をきちっと位置づけして出されたと思うんです。それが一つ。

もう一つ、僕にはこの修正議案を出した意思があるんです。皆さん御存じのように、国においては、この補助制度は、新年度、来年の4月以降は続けるか続けんかわからんと。皆さん、来年の4月以降も絶対続けると聞いておられますか。続けるか続けんかわからん。財源の関係もあって、景気動向が上向いてきたら続けなし、これ以上どんどんとデフレが続けば、やるかもわからん。それは何でかといったら、財源が足らんということは皆さん知ってみえるでしょう。本市においても財源が足りないんですよ。大盤振る舞いをして何でもできるかもわからんけれども、財源が厳しいことはわかっているわけですよ。だから、私は、たとえいいことであっても、二元代表制の議会の権威、国においての22年度の助成問題においても不確定要素が多いと。だから、例えばこれを認めたとしても、あと3ヵ月か4ヵ月のことじゃありませんか。だから、それをいいことだといって西岡議員は認めるということを書いておられるかもわかりませんが、私は、二元代表制、今までの流れをしっかりと位置づけして、議員の執行を努めるべきだということで、私は修正議案を出せと言った張本人でございますので、しっかり受けとめていただきまして、議員の皆さんは見識の高い立派な議員でありますので、よろしくお認めをいただきますようお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、修正案を出された山田議員から答弁をいただきましたけれども、要するに何を言いたいのか、論点が定まっていないですね。二元代表制の話もされた。それから、国も、新年度以降は続けるかどうかわからない。だから、市でやるのはいかがなものか。それは一つの考え方ですけども、全く問題がどこにあるかということがわかっていないと言わざるを得ないですね。

二元代表制の問題について、「二元代表制」という言葉を何回でもしゃべられるけれども、

二元代表制の中身については全くわかっていない。二元代表制というのであるならば、先ほど私が申し上げたように、執行部が6月議会で国並みの補助を出しますと答えたのであるならば、それを住民の代表として、今度は二元の片方である議会は実行しなさいよということです。このことが二元代表制の、いわゆる住民自治をつくっていく基本的なあり方なんです。何をしゃべっているんですか、はっきり言って。全然違う。

それから、新年度以降は続けるかどうか、国がわからない。国がわからないから、地方自治体は今まで出している補助金をやらなくていいということにはならない。私がさきの一般質問で申し上げたように、公契約の問題でもそうですよ。国がやっていなくても、世界がやっていることの中で、今この不況の中で住民の福利を向上させるために、国がやっていないならば、先導的に地方自治体でやらなければいけないこともある。それを議会の側が提起していくということは、まさに住民生活を守るためには大変大事な議会の機能であるというふうに私は思います。

ですから、結論だけの言葉で間違っていたら謝罪する。そんなものではない。使う場所が違うんですよ。内容が違うんですよ。使う場所と内容が。もっと二元代表制の原理原則を踏まえて、住民の代表である議員、議会として、執行部に対して、しっかり答弁したことについては責任を持たせて、実行させていく。そのところに議会の重大な意味があるわけですから、山田議員においてはちょっと考え違いをされておるんじゃないかどうか。もう一回、反論があれば、ぜひ答弁してください。議長に制止されるまでやりますから。

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、反論するということをおもっておりませんでしたけれども、私が先ほど御答弁申し上げると、今、西岡議員が、山田議員は見識が足らんということを申された。

私は私なりにしっかりと自信持って見識を持っております。西岡議員と考え、性格の相違から来る問題だなあと、今、本当に認識しました。

と申し上げるのは、西岡議員も私も、市民の代表として、責任持って行動力ある性格であるということ、私はそういうことは理解しております。しかし、考え方、行政に対する、市民に対する責任の持ち方の考えが違うんですよ。

私は、市民から税金をいただいて、その限られた税の中で健全財政を堅持しつつ、市民の福祉、住みよい環境づくりのために日夜責任を持って努力しております。

財政というものは無制限にあるわけじゃないんです。金が幾らでもあるんだったら、何でも言うこと聞いて、どんどん大盤振る舞いしますよ。太陽光の問題にしても、どんどんやりなさいと。国がやらなんだら、どれだけでも市民の幸せになることならやりなさいと。幾らでも私は金を出しますよ。あなた以上にやりますよ、私は。金がないんですから、あなたも知ってみえるように、合併以後、どれくらい財政力指数が落ちてしまったと。現実にあなたも知ってみえ

と思うんですよ。だから、この辺で市民のために、瑞穂市の繁栄のためになることは効率よくそのお金を使う。しかし、節約すべきことは節約するという観点が違うんですよ。

大盤振る舞いと思われるようなことをやったら、5年、6年の間に北海道の夕張のようにならんとはいいません。なってはならないんです。なったら、行政も議会も何をやっておったということや。一般市民以下ですよ。市民から選ばれた我々は、健全財政をきちっと堅持しつつ、市民の負託に、近隣の市町村以上に繁栄するようにこたえていく使命があるんです。だから、私は、今までのこの太陽光の問題は、これ以上大盤振る舞いはできない。国のこの補助金問題は新年度からはわからんと言っておるんでしょう。財政も、どんどん要望されるけれども、金があらへんで困っておると言っているじゃありませんか。だから、瑞穂市長の堀市長も、補助金の問題、奨励金の問題で、それなら新年度からどうされるかと言ったら、国の方が補助制度は見送る、やらないと言ったら、本市においてもやらないという御答弁をされているじゃありませんか。

だから、私は、百歩譲って、この3ヵ月間それを認めたとしても、過去の議会の議決の経緯を相殺するならば、二元代表制をしっかりと位置づけして、議員の使命を果たすためにも、修正議案を出して、議員のこの任務をしっかりと市民に発信する。どこが悪いんですか。あなたはいいいことはどんどんやっていってもらおうと。どんどんやるなら、金があらへんでしょう。ずうっとどんないいことでも、行政が言ったら、はい賛成、賛成と。幾らでも金があるなら、私も必死になって賛成賛成とやりますよ。そこを助長したり、ブレーキをかけていくのが議員の使命だと私は思うんですよ。だから、私は信念を持って、この議案に対して、原案のうちこの部分については修正議案として、自信を持って提案させていただいておりますので、見識ある議員の皆さんでございますので、全員の賛成で修正議案を賛成していただきたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 議長から、質問者、並びに答弁者をお願いいたします。

議案第82号でございますので、82号に対して質問、並びに答弁をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私、82号議案の修正案、並びに委員長報告の内容について質問をいたしております。

今、山田議員から答弁されましたけれども、結局お金がない、大盤振る舞いはできない、こういう話ですよ、いろいろ言われているけど。要するに節約するものは節約すると言います。それは一般論としてそうだと思うんですね。

だけでも、そういうことの中で、問題は、やはり優先する問題、これを市長のマニフェストとの関連でいうと、やはり環境、福祉、こういうものを大事にしてやっていきたい。この補正予算の金額も36万7,500円という、金額的にいってもわずかなものなんですよ、はっきり言って。

問題は、本当に地球環境を守っていくために、基本的に堀市政の立場として何を大事にしていくかということの住民に対する表明でもあるんですよ。量の問題、金額の問題、いろいろありますけれども、多いにこしたことはない。けれども、それこそまさに財政的なことをかんがみて、実際精いっぱい頑張って、国並みの基準でどうすればいいんだ。

ただ、執行部の答弁の間違いから、こういう一貫性のないような事態が起こっているわけでありまして、それはさっきも申し上げましたけれども、議会の側が二元代表制の機能を発揮したために、逆に今回の提案にやらせたと。執行部の答弁に責任を持たせるようにされたということなんです。これは議会の良識なんですよ。チェック機能を発揮するということは、まさに議会本来の役割なんです。それができないことが問題なんです。ですから、先ほど来、一貫性がないだとか、間違ったら謝罪をすればいいだとか、議会軽視ではないかというのは、全く逆の立場で発言をしていかなければならない問題だと思います。

重ねて言いますけれども、国がやらなくても、先ほどのマニフェストの基本的な優先順位の思想から考えても、少しでもやるべきことは努力をしてやる。こういうことが提起の趣旨ではないかというふうに思うんですけれども、山田議員と議論をしても、あまり的確な答弁も返ってきませんので、もし山田議員、それから若園委員長の方で何かあれば、言ってください。そこら辺のところがきちっと私の言ったような観点から報告が全くされていない。それを単に考え方の違うということだけで言うていいのかどうなのかということなんです。もし何かあったら言ってください。

議長（小川勝範君） 山田答弁者に申し上げます。

西岡議員の質疑でございますので、それ以外の答弁は必要ございません。その分に徹していただいて、答弁してください。

山田隆義君。

15番（山田隆義君）

後刻取り消し発言あり

15番（山田隆義君）

議長（小川勝範君）

15番（山田隆義君）

議長（小川勝範君） 先ほど質問者、並びに答弁者に申し上げました。あくまでも82号の修正案に対する質疑でございますので、西岡一成君、山田隆義君が発言した内容等については議長権限で修正をさせていただきます。内容等については、消してください。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 先ほど言いましたように修正案に対する質問をしてください。

西岡一成君。

4番（西岡一成君） 先ほど来、るる申し上げておりますので、あまり重複しても生産的ではないというふうに思います。

結論的に言うと、今度の太陽光発電に対する奨励金の議案の修正案というものの根拠があまり明確にならない。非常に政治的な要素の方が多いような感じがしてならないわけですが、そこら辺をもう一度、山田議員の方から、一言で言うと原案反対の根拠はどこにあるかということをしっかり言ってもらって、それで考え方が納得できてきたかなと思えば思うわけですから、ぜひもう一回やってください。

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 議長の裁量で、太陽光の補助金以外の意見については議事録削除とい

後刻取り消し発言あり

うことで措置をしていただきましたので、この件は一切申し上げません。

それで、西岡議員から、再度太陽光の補助金問題について、再考をするか、しっかりと答弁してくれというお話でございますが、これ以上申し上げる必要はございません。全部内容を網羅してしゃべっておりますので、私は、議員の皆さんは見識の高い方だと思っているんですから、一般の市民のレベルであれば、わからんとおっしゃれば、何遍でもどれだけでも、自分は自信持って提案しているわけですから、かみ砕いて報告させていただきますが、議員の皆さんは見識の高い方ばかりでございますので、これ以上、くどくどと西岡議員の御質問に対して御回答申し上げる必要はございません、一切。これで私は提出させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第82号の補正予算に関する修正案について質疑をさせていただきます。

3点お聞きします。

この修正案の提案理由をお聞きいたしました。大変大ざっぱ過ぎるのではないかと思います。

私は、産業建設常任委員会の後の協議会でもこのことを詳しく執行部の方にお聞きいたしました。それから、この議案が付託されました総務常任委員会も傍聴させていただきました。それで、両方から明らかになりましたことは、確かに執行部といいますか、市長といいますか、いろいろ紆余曲折、不手際があったことは事実でした。けれども、それを詳しく調べてみると、お聞きしますと、つまりこういうことでした。

7月12日の臨時議会で太陽光については総額予算が示されただけです、525万。それなのに、どうしてこうやって補正が出てくるのか。つまり1件につき3万5,000円か、7万円かと。どうしてこれが出てくるのか、私は腑に落ちませんでしたので、協議会の方でお聞きしましたら、初めてわかりました。つまり今までこの経緯が、聞かない限りは出てこなかったわけですね。つまりこういうことでした。7月12日には総額で525万円と、これしか出ていないわけです。ところが、補正をかけなければならない理由というのが、4日後の7月16日にこれに関して要綱ができていますね。要綱で1件につき、この件は、家の「軒」ではなくて、「件」だそうですが、どちらでも同じようなものですが、1件につき3万5,000円という要綱がつけられてしまっていたと。私たち議員にはこの報告ってありませんでしたよね。だから、この要綱で、国と同等の7万円という答弁があったことがもう既に私たち議員が知らない間に否定されていた。これは、今、西岡議員も話されましたが、副市長査定でそうになっていたということな

んです。

この経緯は総務の常任委員会でも出ませんでした。今、これ、私、初めて申し上げますよね。だから、議員の皆様もこの詳しい経緯を御存じない方が見えるんじゃないかと思うんです。まずこれをお知らせいたします。

で、私が申し上げますのは、山田議員は、この修正案を出すときに、副市長査定で半額に減らされていた。7月12日の総額補正予算でしかなかったものを、しかも答弁の中には7万円とあったのに、4日後には副市長査定で要綱が3万5,000円になっていたという事実を御存じて提案されたのが、まず1点お聞きしたいことです。

それから2番目に、執行部が不手際であったという、総務の常任委員会を聞いても、今の修正案提案の趣旨を聞いてもそれが非常に大きい。不信感というか、不手際だったという指摘が大きいわけですけど、今の経緯を確認できれば、だれに責任があったのか、不手際の。

そして、市長が今回3万5,000円の奨励金として補正予算を出されているのは、市長として最終的には非常に責任をとられたということだと私は思うんですけど、皆さんはどう思われますか。

その点を山田隆義議員にお聞きしたいと思います。執行部の責任のとり方ですね。最高責任者としてのとり方です。私は、最終的には、不手際は認めた上で、一番大もとの国と同等という答弁を貰いたわけですから、最終的には責任をとられていると思うんですが、その点、2点目です。

それから、最後に3点目をお聞きしますが、つまり結果的に、原案に比べて、補正で幾ら減額すると。最終的です。そこに数字がありますけれど、これを教えてください。大盤振る舞い、大盤振る舞いとおっしゃいますが、結果的に修正案で幾ら減らしているのか、ちゃんとわかっただと思しますので、以上3点、質疑させていただきます。

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） ただいま熊谷議員から3点について質問されたと思うんです。

1点は、7月12日から16日までの4日間の間に起きた内容について、3万5,000円、7万円のいきさつを詳しく知っておって、あなたは物を言っているのかということが1点。

これは、熊谷議員は数字についてはしっかり勉強をされているかも知りませんが、私も万能選手じゃございません。私の性格は細かい数字は突っ込みません。流れがしっかりと位置づけられて、責任を持って議員は行使をすべきだと思うんですよ。だから、私は万能選手じゃございませんので、この7月16日のときには、あなたのような数字を全部網羅してやったかやらんかと言われれば、私はうそを言う性格ではございませんので、不確定要素の中でございますので、それは自信を持ってません。持てないことは持てないと私は言うんですから。しかし、広瀬捨男議員から質問されて、執行部の答弁、今までの執行部の答弁というのは、あなた知って

いるように、本会議場でしゃべったことは、市民の代表の権威の高い議場なんですから、だから、私はそれを遵守して、それを守ると言う……。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 発言中はしゃべらないでください。

15番（山田隆義君） 僕がしゃべっておるじゃないか。黙っておれ。

1点はそういうこと。

2点は、市長が謝罪をされて、最終的には自分が責任として、正しいということで正式に今回議会に出したんだから、それを認識の上であなたは物を言っているのかということですよ。

謝罪をするということは、人間として最低のことなんです。どんな人間でも、万能選手ではないから、謝罪しなくてもいいようなことはどんな人でもないんですよ。謝罪しなきゃならんことは時と場合であります。ありますが、謝罪をして、容認をすることと容認できないこととあるわけです。容認できないということは、最終的な判断は、新年度から国が確約していないわけですね。確約していますか。この補助金制度を新年度も続けるといって確約していないでしょう、マスコミ等も報道されているんだから。それに沿って、市長は、今議会で新年度は国が補助金は出さんと言ったら、本市においてもそういうことは廃止しますと言われたね。だから、3ヵ月か4ヵ月のことであるので、たといいいいことかもわからんけれども、今までの流れから判断して、私は渋々と修正議案を出して、議案どおり賛成ということで、総務として締めてくださいと言った張本人です。あんた、傍聴していたから、よく知っているでしょう。そういうことなんですね。

もう一つ、何やったか、忘れちゃったが、3点目。

〔発言する者あり〕

15番（山田隆義君） 僕も人間でしょうと言っておるがね。だから、失礼やけど、聞いておるんじゃないですか。二つ目まで答弁しておるでしょう。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君、そのまま3点目の質問について、ちょっと簡潔に。

3番（熊谷祐子君） 3点目にお聞きしましたのは、大盤振る舞い、大盤振る舞い、財源が厳しいんだからという前提でこれを出されているわけですね、金額を。最終的に山田隆義議員の修正案によると幾ら減らせるんですかと、最終的な金額をお聞きしました。

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 金額ですね。先ほど申しましたように、金額については僕は的確によう答弁しません。

〔発言する者あり〕

15番（山田隆義君） 金額についてはよ。ちょっと聞けよ。よう答弁しませんが、あなたは知っておるか知らんけれども……。

〔「あなたが知らんのが問題だわ。知らずに答弁できるか」の声あり〕

15番(山田隆義君) 金額が大きいとか小さいとかいう問題じゃないと言っておるの、私は。

〔「自分が提案しといて知らんというのか」の声あり〕

15番(山田隆義君) 大事なことであれば、1億であっても、それは認めなきゃならんし、不必要と思われることについては、30万円でもあかんわけですよ。

だから、私は、この太陽光の補助制度については、大局的観点からいって、これは少ないからといって認めるべきものではない。金額が少ないから、あんた、認めよと言うんでしょう。だから、金額が少なかるうが多かるうが、僕はそういう観点で行使すべきじゃないと。幾ら金額が多くても、瑞穂市の繁栄のために大事な要点であれば、これは認めなきゃならんし、これは必要でないと思われれば、10万円でも認められませんかという考えです。以上です。

〔発言する者あり〕

議長(小川勝範君) 静粛に願います。

ちょっと皆さん方に注意をしておきます。答弁者、並びに質問者が発言中はしゃべらないようにお願いしたい。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 熊谷祐子君。

3番(熊谷祐子君) 私が3点質疑しましたことに、とは知らない。それから、的を得た、私の質疑に対する回答はなかったということですが、3番目ですね、最終的に金額は幾らですかと。それも答えられないようですが、答えられないとするならば、休憩を要求しますので、はっきり修正案で幾ら減額できるのか、御本人が答えられないで提案するというのは大変やっぱり市民に対しておかしいと思いますので、休憩をとって、きちんと答えられる状態にして、再開していただきたいと思います。私は計算しましたが、提案者からはっきり言っていたきたいと思います。お願いします。

議長(小川勝範君) 山田隆義君。

15番(山田隆義君) 議長に休憩を求めます。

議長(小川勝範君) ただいま山田隆義君から休憩の要求がございましたので、議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時33分

議長(小川勝範君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど熊谷祐子君が山田議員に答弁を求めておりますので、山田議員が質問に対して答弁をいたします。

15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 休憩前に引き続きまして、継続の答弁の方でございますが、熊谷祐子議員からの質問に対してお答え申し上げます。

この修正議案の数字をきちっと明示していただきたいということでございますので、その面については明確な答弁をしておりませんので、暫時休憩に入りました。きちっと御答弁をさせていただきます。

今回のこの議案については、修正議案の部分については奨励金ですね。奨励金の部分の367万5,000円、この金額を減額させていただくと。それ以外は原案どおり可決ということですので、以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 減額が幾らであったかという私の質疑に対しまして、1時間半の昼休みも含めて、休憩の後に367万5,000円というのが出ました。休憩を挟まないと言えられなかったということが質疑で明らかになったと思います。

あと1点だけお聞きしますが、大盤振る舞いであるということですが、そして金額が即座にはお答えいただけなかったわけですが、期間限定で、しかも現段階で申し込みは10件であると。そして、見込みは35件ですね。367万引くということですが、これが補正予算の原案どおりであったとして、もう一度申し上げますが、現在のところ申請があるのは10件。執行部の御説明だと10件しかないということですね。見込みも、3月末までで35件の見込みであること。今の減額は367万5,000円であること。この数字から見て、この修正案の提案の説明の中で、果たして大盤振る舞いなのか。CO₂削減の大きな目標を日本は掲げたわけですが、これに比べて、大盤振る舞いであるのか。予算が無尽蔵ではないという提案理由にこの数字が根拠になるのかどうか、提案者の隆義議員にもう一言お答えいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 熊谷議員の質問に対してお答え申し上げます。

大盤振る舞いという言葉と、367万5,000円の奨励金を減額する、その両面をとらえて、どちらが重みがあるのか。大盤振る舞いという金額に値するかということだろうと思うんですが、市民の税金、1円払っておる人も100万円払っておる人も、また使う方からいっても、1円使う場合と100万円使う場合と、1円でもお払いする方は大事です。100万円の能力がある人は100万円払っていただくわけですから、だから、1円払っておる人も100万円払っておる人も、税法に基づいて一緒なんです。また、それを使う方にしても、1円だからといって、軽く認めればいい。100万円だったら認められない。重いんやと。そういう見解のことを、熊谷議員の言質を問うわけです。私はあまり必要ではないと判断した場合は、1円でも使ってもらってはあかん。100万円は大きな金額だから、1円からいったら100万円は大きな金額だから、100万

円は大きいから、それは大きい方は削らなあかん。1円の方は認めてもいいけど、100万円は認められんという考え方を、私は熊谷議員の見識を問うわけです。100万円でも、どうしても瑞穂市民の環境整備、住んでいただくのに大事な予算だというときには、100万円の方が大事なんですよ。認めなきゃいかんのですよ。1円でも認められん部分は、金額云々の問題ではなくて、市民の税に対する、1円も100万円も重い見識のもとに判断をして、議会は行使すべきであると私は判断をしております。だから、1円でも大盤振る舞いと思える内容であれば、これはその言葉に値するし、100万円は、皆さんは1円から比べたら大盤振る舞いと思えるか知らんけど、私は状況によっては、その内容によっては100万円でも大盤振る舞いと思いませんよ。金が足らなくなつて、財政が緊迫しておっても、それは市民のためになくはならない支出だと思ったら、これは大盤振る舞いと私は見識いたしておりません。だから、あえて言うならば、熊谷議員と私の見識の差かもわかりませんが、よろしく願いの方、お願いします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 10番 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 提案者の山田議員にお聞きいたしますが、事業仕分けで廃止ということなんですが、新聞報道等ではそういうことを言っているんですが、私、確認のために、行政刷新会議の評決結果というのをちょっと見てみましたんですが、ここにあるんですけども、11月27日金曜日、9日目に行ったようですが、番号が2の69で、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金として、廃止という結論は出ました。来年度の予算計上は見送りとなっておるわけですが、備考欄で、12月末までに新政権のもと、よく議論、精査し、必要あれば出直しということですので、その期間が、先ほど言いましたように12月末までということですので、今、来年度からなくなると予想するのはちょっとまだ時期が早いんじゃないかと思いますが、その辺について、どのようにお調べになっているか、ちょっとお聞きしたい。よろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 広瀬捨男議員の御質問に対して、提案者としてお答え申し上げます。

私の答弁の中で、国政における新政権は、22年の4月以降についてはまだこの補助金制度を続投するか続投しないかはわからないと。わからないから、そういうことを含めて、あと3ヵ月ぐらいのことで奨励金という形で出してきたと。今までの経緯から判断して、議会権能の立場からいって、認められないと。だから、修正議案を出したんだと私は答弁していますね。

それで、今、民主党の広瀬捨男議員は、11月21日以前のことについては見送りのような報道がされておるけれども、最終的には12月末の最終本予算の概算はまだ決定されておらるので、恐らく認められるかもわからんと。補助制度を景気浮揚のために延ばすかもわからないということ民主党の本部からもいろいろお聞きしていらっしゃると。新聞報道だけではないという

ことなんですね。

その件について、あなたは、そういう御答弁をされたことに関して、そこまで調査をしているかどうかという御質問だと思うんですけども、私は、報道と、それから自分の知り合いからの情報を入手、整合して、景気の状態、今、御存じのように地方経済は低迷中ですね。アメリカ経済も、リーマンショックから大きな景気対策をされまして、非常に今、底うねりから上昇に入りつつあるという報道もされていることも広瀬議員は御存じだと思うんですが、その中で、日本経済はまだデフレから脱却していないと。いろいろ景気対策の手を打っているけれども、まだはい上がれない。そういう中で、民主党政権、住宅の補助問題ですね。住宅からもちこ入れしないかんとということで、そういう方向になっておることはなっておるんですが、やりたいけれども、マニフェストで公約ばかりしておるけれども、マニフェストはやりたいけれども、財源がついていかんと。不景気のために税収が大幅に減るし、国債の枠も、国債を増額すれば、幾らでも財源は確保できるけれども、将来にツケを残すということで、市民からいろんな御意見も出て、精査すると、世界経済は上向いてくる。日本経済はまだ上向きまでいっておらんけれども、ちょっと景気がよくなってきておると。だから、来年の3月ごろにはもう少し上向いてくるんじゃないかという想定もされるわけですね。だから、そうであれば、新年度から僕は廃止やと思うんですよ。だから、その最終決着を12月の概算要求のぎりぎりまで引っ張っておるわけですよ、今の国政の政権はね。

だから、その辺を想定して、私は、確実なことが決まっていな以上、それを見込んで、この奨励金を是とするわけにはいかない。それを是とするならば、今までの経緯が筋道の通った、行政と議会とが二人三脚でなされておる内容であれば私はクレームをつけません、今まで二転三転しておることなんですよ。だから、私は筋を通して、この奨励金は認められないと。ほかの原案の内容については全会一致で認めるということで、修正議案をセットで出させていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） インターネットの方で見てみるんですけど、今話題の住宅用太陽光発電のことなんですが、国は代替エネルギーと、地球規模で環境問題を解決する手段として、御承知のように太陽光発電システムを有効と考えて、もう平成6年から17年度までやられたんですが、それで一たん中止になって、御存じのように平成20年度からこの国庫補助が来たわけです。それで、申し込みが8万4,000件と非常に多いので、予算を追加して、受け付けを3月31日までに延長になっておるのは皆さん御存じのとおりですが、そういう時期で、今問題にしているのは21年度予算ですね。国は21年度は延長してまで、1月29日から3月31日まで受け付けてとりましようと言っているんです。ちょっとその辺のところが違うと思うんです。

それと、先ほど言いましたように、まだ12月末までは修正も受け付けますと言っておるんです、部内意見を。そういうことですから、今年度予算でもあるし、さらには来年度予算の国会の方でやっておる仕分けがまだ12月末までは待ちますよと言っておるわけです、見直しを。そういうことがございますので、そういうことについて、今とちょっと違うと思うんです。その辺の考え方についてお聞きしたい。

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 御答弁申し上げます。

新年度以後の問題については保留するとしても、この議案は来年の3月までの間の補正であるので、国の方もそれまでは延長しておるので、だから追従して、当然認めるべきではないかと。しかし、そういう減額の御提案をされたあなたは、総務委員会でどういう経緯について審議をされたかということをお聞かされたと思うんですが、当然こういう修正議案を出したということは、ずばりそういう意見が出ておる出ておらんは関係なしに、たとえそのものずばり意見として出ていないとしても、私は修正議案の意見を言った張本人でございますので、そういうことも含めて、私は責任ある立場で御質問に対してお答え申し上げたい。

それはどういうことかといいますと、来年度の問題ではなくて、ことしの3月までの分だから、それを認めるべきだという意味で言ってみえると思いますが、いかなる状況であったとしても、今までの補助の金額については、あなたの質問から、議会の議決の経緯、それから堀市長の釈明の答弁、またここに至って奨励金という形で提案をされておるわけです。だから、そういう経過を網羅して、私はこの減額修正をしなきゃいかんといって提案しておる人間でございますので、たとえその問題に意見が出なかったとしても、全部網羅をして、私は修正議案の提出に対して賛同しておるということで御理解していただきたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告は修正です。

討論の順序は、まず原案に賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に修正案に賛成の順に行います。

それでは、まず原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

ただいまの議案第82号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について、原案に賛成をし、修正案に反対の立場で討論をしたいと思います。

まず修正案に対する態度でございますが、提案者は、この太陽光発電に対する補助金に対する市長の答弁の一貫性がないと。さらに議会を軽視しておると、そういう立場で提案をされておるといふ趣旨がございます。

私は、市長の態度に対しては、一般質問での部長の答弁に対して、それを実施しなかった。そのことについては、今までの議会審議の中で市長は非を認めて謝り、部長答弁の方向で実施をするということで軌道修正をされてきたという点では、態度として非はないと思います。

しかし、総務の委員会の審議の中でも、部長答弁をしっかりと理解してなかったというような自分の責任を回避した答弁もございましたし、そういう市長の発言、答弁に対しては納得がいかないということで、総務の委員会でも発言をしてきたわけでございます。

そういう点で、市長の態度についても、私は一部納得いかない点もございますけれども、しかし、この太陽光発電に対する補助、奨励金を出すということは、現在の地球温暖化防止、環境破壊を防ぐために、太陽のエネルギーを活用して発電を起こす。このことは非常に重要な事業であり、施策であると思います。私は、今後、日本政府、自治体も含めて、この方向を追求していかなければならん、まだ初歩的な段階ですけれども、今後大きな課題になってくると思います。そういう段階では、この奨励金という形で3万5,000円助成を加算するという案については賛成をするという立場でございます。

もう1点、この原案の中には水防倉庫の建設の設計費が入っております。この水防倉庫の設計、さらに建設に向けての取り組みは、長年の課題であった新堀川の問題が解決の方向に向かっていくということで理解をしておるわけでございます。非常に地元との交渉も難航してきたこの事業が、議長、副議長、さらには産業建設委員長等も含めて、いろいろ努力され、地元との合意を勝ち取ったという点では、議会の皆さんの働きに対しても敬意を表するところでございます。この事業というのは、瑞穂市の治水事業として非常に重要な事業であり、早期に解決する必要がある課題であります。時期的には、この時期を逃しては解決の道が閉ざされてしまうという時期だと思っております。そういう点では、一定の政治的な判断が必要な時期に来ておるといふことで、この補正予算を賛成することによって、スムーズに進んでいくという方向に持っていくべきだということで、賛成をする次第でございます。

以上、討論といたします。

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 5番 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番 庄田昭人でございます。

議案第82号に対して賛成をさせていただきます。

この修正等、奨励金ということでございますので、この奨励金がさかのぼって払われるということが、この奨励金という言葉に値するののか。その部分が私の今回の部分として、賛成というのか、修正をしていかなければならない点でございます。そんなところも御理解をいただきたい。るる説明させていただきました若園委員長、山田議員の委員会の中で行われたことに関して、そのように発言をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷です。

原案に賛成の立場で討論させていただきます。

3点ございます。

1点目、私は先ほど幾つか質疑をいたしました。これから明らかになったことは、提案者の提案内容、金額ですね。提案内容と提案理由が非常にはっきりしない。話が核心をついた答弁をいただけなかった。これがまず第1点です。この修正案には反対で、原案に賛成のまず第1点です。

二つ目は、つまりなぜ修正案の内容と提案理由について、しっかりした御説明がいただけないかということ、これは西岡議員もさっき質疑の中で発言されましたが、原案に反対のための反対というか、非常に政治的な意図があると思うんです。

私は、山田隆義議員から、この修正案、私、総務常任委員会を傍聴しておりまして、これが出たことを知っておりましたので、それに個人的に異議を申し上げましたら、そのときに、山田議員のお返事は、まあいろいろあってなというものでございました。ですから、翻訳するならば、政治的にいろいろあってなという意味であると。議長が今せき払いなさいましたけど、だから、提案の内容と、金額についても言えないぐらいでしたから、内容と理由がはっきり核心をついて堂々と説明できないんだろうと。

以上、二つ申し上げましたが、3点目です。ただいまCOP15といって世界の環境の会議が開かれていますね。世界の首脳陣が集まって、事務レベルでも途上国との大変な論議がされていますが、この中で、日本は途上国支援、途上国というのは、まだ経済発展していないわけですから、先進国は散々地球を汚しながら経済発展してきたわけですね。今からストップかけると、途上国というのは大変不利になると。そういうことで、先進国は途上国を応援するお金を出すということになっていますね。日本は、私の記憶違いでなければ1兆5,000億円ですか、

1兆から2兆円を出すという提案をしましたね。

これに比べて、瑞穂市議会は、期間限定で今言った金額、365万5,000円でしたか、これも出せないのでしょうか。世界はいろんな問題を抱えています、環境問題は、どんな立場のどんな考え方の人も、急がないと全員がだめになっちゃうわけですから、こんなささいなことに反対をするんですかと申し上げたいです。やっぱり世界的な流れ、人類が抱えている問題に、瑞穂市議会も少しでも前へ進む政策をすべきだと私は思うんです。

先ほど、各常任委員会の委員長さんの報告がありましたが、本当にどの常任委員会も事細かに瑞穂市議会の活発なことと良識を示すような委員会の審議・審査がされた。私は大変感銘を受けました。あれをホームページに全部公開すると、瑞穂市議会ってこんなに活発にやっているんだなという評価がいただけるんだと思います。それくらい瑞穂市議会のレベルというのも、本当に上がってきているというとおかしい言い方ですが、現段階でとても私は誇りに思える議会だと思うんですね。ほかのいろいろはあってもです。とにかく討論ということで、あれだけ議案について各委員会がどれも討論できるわけですね。ですから、その良識をもって、この修正案に賛成してしまったら、とてもアンバランスなことだと思うんです。

瑞穂市議会の良識、知性、判断力をどの方もお示しくささいまして、原案どおり可決をしていただきたい。瑞穂市議会のレベルをここで示していただきたいと心から思います。

討論を終わります。

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 修正案について賛成の答弁をさせていただきます。

今回の太陽光の補助金制度の一連の流れですが、最終的に具体的に説明したいと思います。原案を修正する中身ですね。

今回の太陽光の補助金の流れですけれども、委員長報告等を含めたんですが、まず7月に臨時議会に主要経済危機対策事業ということで、各委員の方に配付されたと思います。その中に、地域活性化経済危機対策臨時交付金ということで、経済危機交付金2億2,527万3,000円、その中の一番下の表ですけれども、環境対策費の中で太陽光発電、今言っている3万5,000円掛ける3キロの50件分ということで、525万というのが今回7月の予算に上程され、この資料も配付されているところでございます。この数字等については、熊谷議員がもらっていないとか何とかあったんですが、こういう資料も手元に私たちはいただいているところでございます。

そうした中で、6月の一般質問で、国が1キロ7万円、市も1キロ7万円、同等の金額を考

えているかという広瀬捨男議員の一般質問があって、つけるというような答弁があった。

それから、緊急経済対策事業の2億2,527万3,000円の中の環境対策費の中で、先ほど言いました3万5,000円の3キロ、50件分の525万というのが予算計上され、臨時議会に予算が上がってきました。

ところが、その中の内訳を見てみますと、学校建設ですと、国の補助は2分の1、県の補助は4分の1、市の補助が4分の1ということで、今回、国の予算7万円に対して県は出さない。市は将来7万出すと。そうなれば、補助金のバランスがこの事業に対して崩れておるということで、そこら辺も総務委員会の中で出なかったんですが、補助を出すときには、国が2分の1、県が4分の1、そして市が4分の1。あるいは生活保護でちょっと見てみますと、国は4分の3、市が4分の1ということで、補助金の割合が、太陽光については今回、7万、7万ということで、非常に大きい数字があるということで、全体の市の財政の中で、いろいろお金を使う中でこれだけ出すことはできないと。

また、平成21年度の新築軒数は702軒、その中で、太陽光の予算を組んで、実際に払ったのが、4月14日からきょう現在で10件、また個人住宅にその軒数が建っておるということで、環境も大事ですけれども、対象者が特定でしておると。

そして、国の補助金制度、県の補助制度、市の補助制度の中で出し過ぎやと。もうちょっと内容を精査して支出しようということで、一連の流れが、広瀬捨男議員の一般質問に対する回答。そして、臨時補正予算があり、そこで結果的には3万5,000円掛ける3キロの50件、525万という予算が組まれた。

そうした中で、12月に10件補助金を出して、建ててしまって、本来終わりなんですけど、一連の市長等の答弁の中で、新しいメニューだから、名前を変えて出そうと。ところが、その補助金の執行について、私たちの予算の執行状況、件数、対象者含めて、もうちょっとよく考えてみようということも含めて、今回、太陽光の補助金について、もうちょっと従来どおり出した金額を出していくべきじゃないかという結論になったと思います。

今回の当初予算は525万、そして執行しておるのは10件掛ける3万5,000円掛ける3キロですので、10万5,000円。10件掛ける10万5,000円は105万。525万の予算で執行しておるのが105万。今現在、予算残額は420万。そういうような形で今予算を持っていますけれども、それは補助金を出す中の要綱は、3万5,000円掛ける3キロの補助金を出すということが前提ですので、経済危機の中で、環境も大事ですけれども、瑞穂市としては、予算の執行、かつ状況、1件太陽光発電をつくると350万から370万かかる中で、そういう国の補助金、市の補助金もよく考えながら出していこうと。そして最後に、これは時限立法で、3月末まで出す補助制度でございますので、現体制の民主党についてはまだはっきり見えてこないということも含めて、やっぱりそこら辺を十分踏まえながら、補助金を出した中で、奨励金をまた上乘せすることについて

は議会としてはちょっと考えようと。修正しようということによってこういう経緯があったかと思えます。

そういうふうな形で、新生クラブの広瀬武雄さんがいつも言ってみえるように、一般質問の中で補助金の見直し、そして補助金の削減、市当局に一般質問等で出ておりました。そうした中で、いろいろと市長は過去の経緯を踏まえて、予算提案された中身はよく理解してもらってやってもらうという、新生クラブの広瀬武雄さん等の一般質問があったと思います。

そういうことを踏まえまして、補助金の今後の出し方について、今回、そういう例でございますので、しっかり中身をチェック、そういう議論をしながら、今回原案に対し、修正案を出すということに賛成することで提案させていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、原案賛成、修正案反対の立場で討論を行いたいと思います。

太陽光発電の367万5,000円の計上について、特に申し上げたいと思うんでありますけれども、そもそも修正案の提案者自身が、みずからが出した修正案の内容について問われて、答えられない。そんなことは、私も20年以上議員をやっておりますけれども、穂積町議会から始まって、前代未聞、初めてのことです。その事実だけ申し上げておきたいと思います、冒頭に。

それで、先ほど来、原案反対の立場から、奨励金の問題について出ていますけれども、考えなきゃいけないのは、なぜ奨励金になったかということです。これは、6月議会で河合部長が国並みの基準で補助をする。7万ですね。それを踏まえて、7月議会で7万で提案していたならば、こういう事態になっていたのでしょうか。ということは、その時点では、修正案を出された方も、恐らく河合部長の答弁を真摯に腹の底で受けとめて、そういうものとして、7月、あるいはそれ以降の議会で提案されるであろうというふうに素朴に思われていたんじゃないでしょうか。率直に言ってですよ。

とするならば、やっぱり問題なのは、議会を軽視しているという発言があったんですけれども、その軽視の中身というのは、6月議会で河合部長が答弁をしたことと違う2分の1、1キロワット当たり3.5万円で提示されたこと。ここがちょっとボタンをかけ違ったと思うんですよ。その点においては、執行部がやはりなぜそのようなことになったのかというところの自己批判が必要だというふうに思うんですね。

聞いたところによりますと、副市長が査定をしたという話もありますけれども、そういうことが問題なんですよ。

というのは、6月議会で河合部長が答弁をしたときに、その後、副市長がすぐ手を挙げて、

その答弁、違うよと言いましたか。言わなかったでしょう。堀市長が手を挙げて、ちょっと河合部長、それは違うよ。出過ぎたまねするな。そうじゃないやろうという発言をしましたか。河合部長、聞いていますか。聞いてないですよ。そういうことは何もなかった。つまり河合部長の答弁イコール執行部の答弁だったんです。ということは、国並みでやるということなんです。とすれば、7月の臨時議会でそれを提案すべきだった。これはもう当たり前のことじゃないですか。どこからだれが、がたがたがたがた、あえて文句を言う筋合いの問題じゃない。本当にそのとおりにやりゃあいいんですよ。

ですから、私は、そういう奨励金の問題について言うとすれば、そういう経過をもう一回きちと確認しなきゃならんということ。そして、補助金でもう一回出しているから、その後、また補助金というわけにいかないもんだから、何か名目を考えなきゃいけない。あっ、そうだ。これがいい。奨励金だ、奨励金だということで、結局補助金の要綱と奨励金の要綱、二つつくって、合計合わせてみると7万円。これで帳じりを合わせたんですよ、決議的にね。これが事実です。何もそんな難しい話ではないんです。

大前提は、先ほど来、小寺議員も言われておるように、やっぱり地球環境を守る。人間の生存の大前提は、この地球の環境と、それと関連しますけれども、やっぱり戦争がないということですよ。平和だということですよ。地球環境を守る中で、そして戦争のない平和な社会になって、我々自身の生存というものがまず保障されてくる。だから、物すごく大事なことだと思うんですね。だから、そういうことについて、予算規模で考えてみても、大盤振る舞いなんていうことじゃないんじゃないですか、今回の補正そのものから見たときに、360何万ですね。約370万ぐらい。そういうようなことの問題をやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですね。ですから、それを受けた上で申し上げましたけれども、議会は、執行部の答弁をしたことをきちっとその後追跡をして、住民の立場で実現をさせる方向で努力をする。

そして、二転三転と言いますけれども、二転三転の方向が住民の要求を実現する方向で変化をするのであれば、これは前進ですよ。いろんな問題があったとしても、それは結果的には前進の方向で今度の予算が計上されたというふうに受けとめていかなければいけないというふうに思っております。

ですから、今言いましたように、補助金がどうあるべきかとか、あるいは無駄な補助金はないかとか、補助金に見合った成果が出ておるかどうか、そういうことを全体的に見直していく作業というものは、これは大事なことやと思うんです。それを否定するものでも何でもないんですね。けど、そういうことを踏まえた上でも、なおかつ今度の太陽光の奨励金の議案の上げという問題については、私は妥当なものであるというふうに思います。

簡単ですけども、原案賛成、修正案反対の討論にかえたいと思います。
議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 修正案に賛成ですが、修正案を除く原案も賛成ですから、絡んでおりますので、申し上げたい。

まず、僕は修正案に対して賛成の立場でございますが、原案の中で申し上げたいことは、新堀川の設計計上につきましては、大変小寺議員につきましては、担当委員会として、地元として大変お骨折りされた。苦労された。だから、当然この関連の予算は賛成であると。あえて御認識をされたことにつきまして、本当に苦労して、これは解決したことなんです。本当にその真意を認めていただいたことにつきまして、感謝申し上げます。

それでは、修正議案に対して賛成の立場で意見を申し上げますが、西岡議員が言われておるように、この補助金制度、これは難しくしたのは、議会に対して提案をされた経緯が軽率であった。確かにその部分が発端となっていることも事実です。しかし、議会として、それを是としながら、慎重に審議をして、7月14日の臨時議会で同額ではない議案を出された。だから、担当の河合部長は国と同額という答弁をなされておるけれども、同額でない提案をされたが可決した。だから、議会の権能の立場で可決をしておるわけですね。

その後、堀市長は釈明をされて、言葉を変えて、12月定例会に奨励金という形で3万5,000円を出すと。それで同額に数字を合わせてきた。こういう、そのときそのときの状況において、たとえいいことであったとしても、議会も権能の立場です。行政当局もしっかり議会に対して間違いのない議案を出されておれば、こういうことにならなかったかもわかりませんが、そういうことを軽く釈明をして提案するということについては、議会をどう思っておるかということにもなるわけです。

それが一つと、もう一つは、中央において新年度の補助金制度が見送るか継続するかということも不確定要素なんです。だから、あえて温暖化対策、地球問題で避けて通れない、先進国として、また先進国の中の瑞穂市が先陣を切るならば、国以上に補助金、奨励金を出して、国が補助金を出したり、奨励金を出す出さんにかかわらず、7万円じゃなくて、15万円、20万でも出して、瑞穂市が先陣を切ってやればいいんですよ。それもせずに、同じ数字合わせで追従していくと。温暖化対策で瑞穂市が日本国の中の先陣を切って堂々とアピールするならば、西岡議員、熊谷議員が予算が、3万5,000円のことで大盤振る舞い、そういう言葉に当たるかどうかということなんです。私は先ほども言いましたように、道理が通らないお金を出す場合は、10万円でも1円でも大盤振る舞いに当たるし、道理が通れば100万円であっても、本当にやらなきゃならない瑞穂市の命運にかかわることであれば、それは大盤振る舞いに当たらない。

私はそういう認識なんです。

あくまでも主人公は市民なんです。税金を納めておられる、ここに住んでおられる市民なんです。市民に照準を合わせて、行政当局はしっかり責任持って提案してもらわないかんし、議会もそのときばったりにならないように、議決の重みをしっかり重視して、ぶれないようにやっていただきたい。そういう経緯から判断して、私は、金額が少ないからという問題で、これは原案どおり可決すべき問題ではない。

だから、奨励金が、あなたの言われるような少ない金額であっても、これは厳然として奨励金の375万5,000円は減額すべきであると思います。

もう一つつけ加えますと、修正議案の提案者の山田議員は減額する金額すらはっきり言えないということを言われた。まさしくそうだと私は認識しております。しかし、それを言われる西岡議員は、プロ中のプロであって、それに対する意見を言われる張本人の方が、ちょっと、ちょっと待ってくださいと言われる。私以上かもわかりませんよ、あなたは。だけれども、あなたの見識も、責められる、私を名指しで言われる方の見識を一部問います。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず委員会の修正案について、起立によって採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、2時45分から再開をいたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時51分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第15 総務常任委員会の閉会中の継続審査の件

議長（小川勝範君） 日程第15、総務常任委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第16 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第16、発議第5号県行財政改革による市町村補助金削減の見直しを求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

5番 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番、新生クラブ、庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、県行財政改革による市町村補助金削減の見直しを求める意見書について提出させていただきます。

御賛同者は藤橋礼治議員、星川睦枝議員、広瀬時男議員、若園五朗議員、広瀬武雄議員、棚橋敏明議員、森治久議員、若井千尋議員でございます。

提出させていただきます趣旨説明は、朗読をもってかえさせていただきます。

県行財政改革による市町村補助金削減の見直しを求める意見書。

岐阜県の財政は、来年度310億円の財源不足が生じるなど危機的な財政難を招いており、この克服を目指し、行財政改革に取り組む方針を打ち出している。財政再生団体に転落するようなことがあってはならず、一刻も早い財政の健全化を果たすべきである。

しかし、この行財政改革案の策定では、市町村への補助金の大幅な削減も検討されている。

補助金の削減は、福祉や医療など行政サービスの低下に直結し、県民に負担を強いるものであり、また結果として市町村に財源転嫁を求めるもので、到底受け入れられるものではない。

行財政改革案の策定についても、その過程において県民に対する説明が不足しており、説明責任が果たされていない。まず、危機的な財政難に陥ることとなった原因を県民に明らかにした上で、その責任を明確にし、行財政改革では、県民に求める負担を最低限に回避すべく、一般会計だけでなく、特別会計を含めた事業の無駄を徹底的に洗い出すべきである。

よって、県においては、次の事項について強く要望する。

記１．行政サービスの低下に直結し、市町村に財源転嫁を求めることとなる市町村補助金の削減を見直すこと。

２．財政難となった原因や行財政改革の作成過程などについて、各市町村に出向いて、県民や自治体、議会に対して説明するなど説明責任を果たすこと。

３．特別会計を含めた事業の無駄を徹底的に洗い出し、一刻も早い財政の健全化を果たすこと。

なお、提出先は、岐阜県知事 古田肇様。以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第5号は原案どおり可決されました。

日程第17 発議第6号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第17、発議第6号エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋でございます。

ただいま小川議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

藤橋礼治議員、山田隆義議員に御賛同いただきまして、エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書。

本年度補正予算で緊急経済対策の一環として進められている省エネ家電の普及を後押しする「エコポイント制度」と環境対応車への「エコカー補助金制度」は、国民からの人気も高く、関係業界も継続を強く望んでいる。

両制度の目的は、第1に、世界的な経済危機から一刻も早く脱却するために需要を下支えするとともに、個人消費を喚起することにある。第2に、省エネ商品を普及させることで、環境負荷の少ない低炭素社会への転換を強力に進めることにある。しかし、いずれの点においてもその役割を十分に果たし終えたとは言いがたく、さらなる継続が望ましい状況にある。

今後、懸念されている“景気の二番底”を避けるためにも、引き続き需要創出、消費喚起を促すなどの景気浮揚の取り組みは重要であり、かつまた低炭素化を推進する施策についても、ここで手を抜くわけにはいかない。

鳩山首相は、2020年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減すると気候変動に関する国連首脳会合で表明しましたが、この国際公約を達成するためにも、国は温室効果ガスの削減につながる、あらゆる政策を総動員する必要がある。

よって、国におかれては、今後もさらなる大きな波及効果が期待できるエコポイント制度とエコカー補助金制度を来年度以降も継続するよう強く要望する。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣。以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

〔「休憩」の声あり〕

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、そのまま暫時休憩します。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時47分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第18 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第18、発議第7号生活保護職場の困難解消に向けた制度改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番 土田裕です。

議長に発言のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

賛同者、西岡一成議員、そして広瀬捨男議員、2名の賛同者を得て、生活保護職場の困難解消に向けた制度改善を求める意見書を提出させていただきます。

項目は、朗読にかえさせていただきます。

年末年始の「年越し派遣村」などの活動を契機に、生活保護法に沿った適用が全国に広がるなど、生活保護行政をめぐる情勢は大きく変化してきています。

それに伴い、生活保護の申請数は6割増（前年同月比）と報道され、どこの自治体でも増大する業務量に追われています。雇用とともに、収入はもちろん、住居など生活基盤まで喪失し、生命の危機にさらされている住民の生存を守ることでできる制度は現時点で生活保護制度しかない以上、この制度の持つ本来の役割を発揮する運用が求められています。

同時に、この間の社会経済情勢を反映し、生活保護制度利用者の増大とともに、その実施機関となる福祉事務所の現場は日夜を問わず奮闘が続いています。

このような中、現場のケースワーカーにとって援助が困難な世帯が増加しているにもかかわらず、「標準数」をはるかに上回る世帯数を抱え、申請窓口に殺到する申請者の対応に追われるばかりか、就労支援や訪問調査などに十分な時間がとれなくなっています。多様化している相談、援助、支援体制を確保するためには、ケースワーカーの担当世帯数を標準数の80世帯から60世帯と減らすよう改正すべきであります。

また、申請者及び受給者の増加に伴い、生活保護費等の自治体の財政負担も増大しています。

生活保護制度は憲法25条に基づく国民の生存権の保障であり、全国どこに住んでも、健康で文化的な生活をする権利を実現することは国の責任であり、それを実施できる制度の改善は当然のことです。したがって、地方分権が進められているが、地方自治体に負担を転嫁することなく、その財源を人件費等も含め全額国庫負担とすべきであります。

未曾有の雇用危機と生活保護行政の困難の増大に対して地方自治体の役割は重要であり、国においては、次のとおり具体化を図るよう強く要請するものであります。

1. ケースワーカー配置の標準数「80対1」を「60対1」と改正すること。
2. 国の生活保護負担金を「3/4」から、人件費等を含め全額国庫負担とすることの二つを要望いたします。

提出先、内閣総理大臣 鳩山由紀夫様、厚生労働大臣 長妻昭様。

地方自治法第99条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

何とぞ御審議をよろしく願います。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 17番 若園五朗、新生クラブ。

議長の許可を得ましたので、質疑をしたいと思います。

生活保護職場の困難解消に向けた制度改善を求める意見書の中で、まとめてある記の方ですが、一つ、ケースワーカーの配置の標準数80対1を60対1に改正するというふうになっているんですが、現在、この配置数を変えることはいいんですが、この事務の金額は国が負担しているか。

そして、瑞穂市の中で生活保護世帯は何世帯あり、何人であるか。そして、現在幾ら予算執行しているか。その件をお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 若園議員さんの質問の内容をちょっと繰り返します。

ケースワーカーの基準値80から60に変えた問題と、今、保護世帯、どのくらいの世帯があるか、それと予算執行は幾らぐらいか、この3点だと思いますが、ちょっと確認で、よろしいですか。

まずケースワーカーの件、今現在80世帯に1人のケースワーカーが全国の基準となっています。

次の質問ですけど、今現在、瑞穂市では100世帯以上の生活保護世帯があります。去年より約3割か4割増と聞いています。そういう中から、今現在、広瀬ケースワーカー以下、前年度は3人から4人に増員したというようなことをお聞きしています。でも、今現在、大変厳しい二番底、三番底の景気の波が訪れているということから、将来に向けて、今現在の4人でいいものかどうか。そういうようなことを危惧する次第でございます。

瑞穂市の場合をとってみますと、確かに基準値はクリアの方向になってはいますが、これが将来的に見ますとどのくらいになるかわからない状態で、ケースワーカーの皆さんはこれを専門職でやっていないのが現状でございます。いろんな方向、精神疾患、並びにいろんな方面にかかわりながら、雇用の対策等も駆けずり回り、ましてや今度、外国人の方々の生活が大変厳しい状況になっています。その意味からしまして、専門職がこのケースワーカーに必要じゃないかと。それによって、多方面の方から意見を述べられる体制づくりが必要なんだと。そうすると、今の景気の中でもいろんなアドバイスが多くできる。それによって、自立ができる。

そのような観点から見ますと、今の体制が4人になっていったら、いろんな仕事の中で相談に乗らんらんとということがおそれるようになるということで、私はそういうことを危惧しています。それに伴って、予算も計上することがありますけれど、先ほどもいろんな議論になっていますけれど、何が優先なのか、そのような観点から見ますと、これも投資だというような気持ちを持っていただいて、今の人数等の質問に対して、それと最後の、執行した予算、生活保護とはちょっと違いますけれど、住宅手当等のことは知っていますけれど、あとの細かい予算、生活保護でどのくらい出ているのかということは、今、資料がございませんのでちょっとわかりませんので、若園議員の期待を裏切るような感じですけど、その旨、ちょっと調べて、また答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

執行部の方から聞いていただいてもよろしいですけど、そのようによろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） ケースワーカーの実態なり、専門職でないという現状を聞いたんですけども、国の施策も緊急に予算不足ということで、全額国に行った場合、そういう予算面、あるいは一部、今、市の方で事務委託しておられるわけですが、もし全額等の申請等について国の方へ行った場合、しっかりした生活保護のチェック、そこら辺もしっかりできるかどうか。もしこういうふうになった場合、すべてお金も国へ行っちゃう。一部まだ市が負担しているけれども、それが全額、もし国に行った場合、委託事務ですね。国保の基準とか、そういう事務ですね、その辺も市が負担しておると、ある程度生活保護のデータなり、世帯状況もきちっと把握できるので、4分の3から、すべて4分の4が行くことについての考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 若園議員にお答えいたします。

今言われている、どのような観点から、生活保護の基準、全額補助できるのかということは、この意見書の中にも示しているように、憲法25条、最低限度の生活を営む権利、国民の生存権の保障であると、このような文言が2行にわたって書いてあります。

日本共産党として、そのような動きは的確にとらえていますが、ただ党として物事を考えるんじゃなくて、人間として、先ほどの項にも関連することがございますけど、いかにして人を救わなければいけないか。ここの保障が必要じゃないか。ここが一番問われるところでございます。やはり憲法で示していただいていることと、私たちの今の生活が交わってくるんだということを思っておる次第でございます。

何とぞそのような観点から御理解をしていただきたいと思います。その旨で心いっぱいございま

すので、何とぞよろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、土田議員から提案の内容については話されたわけですがけれども、やはり人間にとって一番大事なことは生存ですよ。実際皆さん、議員ですから、生活保護の相談をそれぞれが受けられておるといいます。本当にもう、私もそうですけれども、一緒に職安に何回でも通います。役場でいろんな相談します。本当に職員にも、時間が7時とかいうところまでつき合ってもらって、懇切丁寧にいろんな話を聞いてもらっております。

今、一人、一緒に生活保護受給申請をして、許可された方がいるんですけども、実はもう12月14日にまた首切られたんですね。6ヵ月間、本当に岩田坂まで自転車で働きに行っただんです。大変きついんだけど、やっぱり働く意欲というものがなくなると人間だめになるから、大変だと思うけど頑張っていこうよということで、本人、行ってもらったんですね。やっと生活保護が出るようになりました。それで、瑞穂市の基準で大体8万ぐらいです。家賃を払って、家賃も6ヵ月ぐらい滞納してましたから、全部まだ払い切れない。ところが、そのの大家さんからは、もう出ていってくれということを言われて、私も一緒に大家さんに話をして、そう言わずに、少しずつでも払うから待ってください。頑張りますから。岩田坂まで行っておるんですからという話をしながら、待ってもらって、何とか12月に出た生活保護の中から5ヵ月分ぐらいのお金を払った。すると、手元にあまり残らないもんですから、御飯を食べるのも大変なんです、実際。そういう状況で、生活保護というのは、本当に人間の最低限の生存を保障する大事な制度だと思うんです。電気も、夜くそ寒いのにつけられない。暖房もない。そういう中で、じっと我慢している。見かねて、暖房機を持ってきてもらうとかいう中で、やっと頑張っているわけですから、やっぱり世の中で一番生きることの厳しい状況の人をどう支えるのかということがやっぱり政治だと思うんですね。

そういうことからすると、ここで国の全額国庫負担ということについても、やはり最低限の

やつができない日本国家ではだめだと思うんです。今、子育てで、子ども手当だって莫大なお金がかかるんでしょう。農業者の所得補償の問題だって、やっぱり日本の農業を守るということが日本を守ることになるわけですよ、たくさんお金がかかったとしても。

だから、そういう意味では、一般国家が存立し、そこで人々が少しでも幸せに生きていく社会をどうつくっていくかということを考えたときに、それぞれの党派とかありますけれども、あえて私は申し上げたいんですけれども、私なんかは意見書が自民党から出ようが、公明党から出ようが、共産党から出ようが、そんなこと全然関係ない。そんなところに目が行っていません。そうじゃなくて、その内容が本当に困っておられる人たちのためにプラスになるかどうか。それを議会なり、町会、市会とかありますけれども、それが支えて、実現をしていくということが我々の責任であるというふうに思うんですね。ですから、ちっぽけなセクト主義にとられずに、胸を開く、脳を開いてもらって、いいことにはみんなで力を合わせて実現をしていく。そういう気持ちが政治家の中に育たなければ、やっぱり日本の政治というものは、真に住民のものにならない。これはやっぱり政治家として、小さい単位の議員であれ、国会議員であれ、政治家たる以上は政治信念を持って、体を張って守っていくと。自分がぼろぼろになって、自分が倒れるぐらいであっても、やっぱり倒れるまではそいつを守っていく。政治を志した以上はそれが責任だということをもって考えていただきたい。本当にそういうふうに思います。

以上で討論を終わります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第7号は原案どおり可決されました。

日程第19 発議第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第19、発議第8号下水道整備検討特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

18番 星川睦枝君。

18番（星川睦枝君） 議席番号18番 星川睦枝です。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、発議第8号、瑞穂市議会議長様をお願い申し上げます。提出者、瑞穂市議会議員 星川睦枝、賛成者、瑞穂市議会議員 森治久議員、賛成者、瑞穂市議会議員 清水治議員。

下水道整備検討特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

下水道整備検討特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、下水道整備検討特別委員会を設置するものとする。

記1．名称、下水道整備検討特別委員会。

2．設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。

3．事件、下水道整備を含めた汚水処理対策。

4．目的、下水道整備を含めた汚水処理対策を総合的に調査・研究するため

5．委員の定数、6人以上10人以下。

提出の理由、生活排水によって生じる河川の汚濁を防止し、自然環境や生活環境の保全を図る汚水処理対策は、美しい水環境を後世に引き継ぐための重要な役割を果たすものである。しかし、当市は県内の自治体の中でも下水道の整備がおくれております。

このため、汚水処理対策（施設整備）が急務となるが、下水道事業は長期にわたり多額の費用を必要とする事業であり、自治体財政にとっては大きな負担となるため、慎重な検討が必要となります。また、長期的な財政計画や費用対効果、国や下水道法の動向をかんがみ、検討する必要がある。

そこで、当市に適した汚水処理対策（施設整備）を総合的に調査・研究する目的で、下水道整備検討特別委員会の設置を求める決議を提出するものであります。

どうか皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

特別委員会の設置については、一般論としては賛成であります。ただ、問題は、時期の問題なんですね。今、執行部の方で審議会の答申を受けて全体計画を作成中であります。今年度中にそれを出すということを言われておるんですけども、議会の方としては、その全体計画ができて、それをたたき台にしながら、いわゆるチェックをするというようなやり方でもいいんではないかというふうに思うんですね。どの程度までできているか、執行部の方の答弁としては、とにかく今年度中にまとめますということしか言われていませんけれども、そういう意味からして、一般論としては、つくる時期が来ると思いますが、どうしてもこの議会の中で設置をしなければならないということでもないんじゃないかなという思いで、ひとつ討論をさせていただきました。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 6番 森治久君。

6番（森 治久君） 議席番号6番 森治久でございます。

下水道整備検討特別委員会設置に関する決議について、賛成の立場で討論をいたします。

今、西岡議員より、反対であり、また実際は時間的にはいつかは必要であろうと言われる御意見をいただきました。

その中で一つ、ちょっと私なりにまずもお話しさせていただきたいのは、全体計画がまだ示されていないような御発言がございましたが、私、産建の委員をさせていただいておる中で、私の認識の中では、答申を受けて、また全体計画の中身が十分にでき上がっている状態という認識であります上で賛成の立場で討論をいたしますので、よろしく願いいたします。

まずもって、西岡議員、反対の立場ではございましたが、いつぞやは時間的な問題で特別委員会の設置は必要であろうということでもございました。私も、下水道事業は、先ほど委員長より、自然環境や生活環境の保全を図る汚水処理対策という上でも大変重要でございます。また、一方から見たとき、財政面でこれは多額の費用を投ずることになりますので、そういう面から見ても大変重要な事業でございます。

そのようなことを考えますと、やはり特別委員会を設置した中で、十分深く、広い、そして

また多方面から、またいろんな角度から汚水処理対策は瑞穂市にとってどのようなものが必要であるか。また、仮に公共下水が整備された後には、道路、水路、また橋をつくる、建築物をつくるというようなものではなくて、このまちに住む住民の方に接続の義務と、そしてまた自己負担を講ずることになる、住民を巻き込む形での事業でございます。そのような観点から考えましても、しっかりと特別委員会を設置した中で、多方面からの議論をした後に、市民の方がどう考えるか、住民にとって何が必要であるかということを考える大切な委員会であろうと思いますので、そのようなことを考えますと、特別委員会を早急に設置していただく気持ちをもちまして、賛成の討論とさせていただきます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は産業建設常任委員会のメンバーですが、ちょっとこの特別委員会をつくろうかという話し合いがあったときに欠席いたしまして、しかし、星川委員長さんから報告はもちろん受けておりますが、詳しい話し合いの中身まではちょっと承知しておりません。

それで、全体計画は産業建設委員会の中でも、できているんじゃないかと今承知しているというのがありましたが、この間の産業建設常任委員会、それから全協でもあったかしら、河合部長から全体計画ができた段階できちんと議会にはお示ししますからという御回答、説明を受けていますね。具体的な全体計画はできていないはずで、B案ということが決まっているだけで。

ということですので、私たち改革としては、具体的な全体計画が出た段階でというふうに話し合いました。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 14番 清水治君。

14番（清水 治君） 14番 清水治です。

私は、この下水道特別委員会の賛成者の立場から討論をさせていただきます。

今、熊谷議員の方から言われましたように、産業建設委員会の中で今の下水問題の話が出ました。その中で、産業建設委員会としては、今後どうしていったらいいかということで討議をさせていただきました。その中で、先ほど森議員も言われましたように、これは多大な費用もかかり、長期的な問題であるという形の中で、全体計画をいただく前にこの特別委員会をつかって、そしてこの特別委員会の中で、全体計画を踏まえた中で、議員は議員としての立場として討議をしていくというのが私は基本ではないかなということで、この特別委員会をつくるこ

とに賛成をさせていただいたということです。

今でいう二代表制の中で、執行部は執行部、議員側は議員側としての意見をまとめるのが私はこの特別委員会ではないかなというふうに思いましたので、賛成をさせていただいたということですので、よろしく願いをいたします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 8 号を採決します。

発議第 8 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第 8 号下水道整備検討特別委員会設置に関する決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、下水道制整備検討特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、下水道整備検討特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 下水道整備検討特別委員会委員の選任について

議長（小川勝範君） 追加日程第 1、下水道整備検討特別委員会委員の選任を議題といたします。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 4 時30分

再開 午後 5 時06分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。下水道整備検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、1 番 堀武君、2 番 土屋隆義君、6 番 森治久君、8 番 広瀬武雄君、9 番 松野藤四郎君、12 番 小寺徹君、15 番 山田隆義君、16 番 広瀬時男君、17 番 若園五朗君、

19番 藤橋礼治君、以上の10名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議がありますので、起立によって採決します。

下水道整備検討特別委員会委員を、私が指名したとおり選任することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、下水道整備検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、下水道整備検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

下水道整備検討特別委員会委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後5時09分

再開 午後5時24分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

下水道整備検討特別委員会委員長には藤橋礼治君、副委員長には松野藤四郎君が決定しましたので、御報告します。

ここで委員長の藤橋礼治君よりごあいさつをいただきます。

下水道整備検討特別委員長（藤橋礼治君） ただいま議長から御指名をちょうだいしましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

このたび下水道整備検討特別委員会が設置されまして、その大事なときの委員長に、私藤橋礼治が就任させていただきまして、大変私も胸の痛むところでございますが、幸い執行部を初め、議員の皆様方のお力をいただきながら、この瑞穂市の環境のいいまちづくりに皆さんとともに頑張っていきたい、そういったふうに本当の名前だけでございますが、一生懸命皆さんと志しながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、就任のあいさついたします。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 下水道整備検討特別委員会委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出が提出されました。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、この件を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について

議長（小川勝範君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題にします。

お諮りします。下水道整備検討特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（小川勝範君） 日程第20、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題とします。

土地財産調査特別委員会の継続調査事件となっています土地財産管理状況の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許可します。

土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗君。

土地財産調査特別委員長（若園五朗君） 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可を得ましたので、土地財産調査特別委員会の実施状況について報告します。

本委員会は、設置されてからこの12月までに15回にわたり開催し、9月議会以降の第14回及び第15回開催について、簡潔にその内容を御報告申し上げます。

第14回につきましては平成21年11月26日に、第15回につきましては12月4日に、市長、副市長出席のもと開催いたしました。

この2回の特別委員会で、事務局から、第13回土地調査特別委員会で執行部へ市内所有土地の活用方法について求めていた件について、市内未利用地の活用方法案が示されました。

2回の特別委員会で、事務局から個々の未利用地について、場所説明から引き続いて、活用案が示されました。それについて当委員会にて討議を行ったところであります。

今回の土地財産調査特別委員会において、市から示された案について検討し、委員会案を示すことでまとまったところでございます。

また、委員会からは、次回会議資料として未利用地の各校区別位置図の提出、一部の該当土地についての取得理由等について事務局に依頼いたしました。

また、これ以外の未利用地の把握についても所管課へ照会をかけることなど要望がありました。

以上、本委員会の第14回及び第15回の土地財産調査特別委員会の開催概要、並びに調査の状況を述べ、第5回目の中間報告とさせていただきます。

平成21年12月18日、土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） これで、土地財産調査特別委員会の中間報告は終わりました。

土地財産調査特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後5時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年12月18日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 広瀬捨男

議員 土田裕